

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 無利息貸付の利息認定に判決

Q：会社の代表者が関係会社に行った無利息貸付けにつき利息が認定され争われていた裁判があるそうですが、内容を教えてください。

A：この裁判は、法人の代表者が関係会社に株式取得資金として行った多額の無利息貸付けにつき、所轄税務署長が利息相当分を認定課税した処分を巡り争われていたもので、東京地方裁判所は、このほど処分取消しを求めていた原告側請求を棄却する判決を下しました。

大手機器メーカーの代表取締役を務める原告は、平成元年に自らが所有していた自社株式を関係子会社に譲渡することとし、その買い取り資金3,455億円余を子会社に無利息、無担保で貸付けたところ、所轄税務署長は、「このことは、同族会社であるからこそできる行為で、役員の所得税の負担を不当に減少させている」として、平成元年から3年分の利息相当額約500億円を雑所得に認定したものです。

判決では、事実認定のうえ、本件貸付けには無利息貸付けの合理的理由は見当たらないとしたうえで、貸付け資金を銀行から借入れた際の利率（当時年3.375%）による利息認定が相当とする原告側の主張に対しても「個人から法人に対する貸付け利率を個人が銀行から借入れる際の利率と同率にする理由は見出しがたい」として、いわゆる長期プライムレート（当時年5.580%）による利息認定を行った課税庁の処分を支持しています。

